

松江地方裁判所委員会（第36回）議事概要

第1 日時

平成30年6月6日（水）午後1時30分～午後4時

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）荒木恭司，井場 浩，江田 弘，大野遼太，
大庭沙織，木納敏和（委員長），関口真美，
長野正夫，日野由紀子，本村暁宏，
安井和雅（五十音順敬称略）

（説明者）久恒民事首席書記官，昌司松江簡裁庶務課長，草野総務課長

（事務担当者）伊東事務局長，廣澤事務局次長

第4 テーマ

利用しやすい裁判所について（民事訴訟及び民事調停の手続について）

第5 議事

1 新任委員自己紹介

2 説明

(1) 裁判所における紛争解決手続について（草野総務課長）

(2) 民事訴訟，民事調停等の手続について（久恒民事首席書記官）

(3) 民事訴訟及び民事調停の申立事件数等について（昌司松江簡裁庶務課長）

3 意見交換等

別紙のとおり

4 次回委員会のテーマ

裁判員裁判の現状について

5 次回開催日時

追って指定

(別紙)

意見交換等

委員長：裁判所における紛争解決手続が，一般的にどの程度認知されているか，認知されていないとすれば，裁判所の広報活動の中で，どのような形で情報を提供していくのが望ましいのかという点について，御意見を伺いたい。

委員：相談センターでは，消費生活に関わる相談のほか，生活上の相談を受けているが，そのうち，近隣トラブル，個人間の金銭貸借，借家に関するトラブル等については，民事調停を案内することがある。ただ，慰謝料請求や損害賠償のように，こちらで解決できないような相談については，いきなり裁判所ということではなく，まずは無料の弁護士相談を勧めている。

こちらが感じた印象だが，相談者は，裁判所に対して多少敷居が高いと感じていると思う。また，裁判所の手続を知っている方は少ないと思う。

委員：私自身は，法学部のときに民法を学んだことはあるが，それは学問的な面が中心であり，実際の手続について余り認識はなかった。これは学生も同じで，法律の解釈については細かく勉強するが，実際に民事訴訟を起こす場合の細かい手続について知っているかという点，それは別だと思う。

委員：自治体が窓口となっていていろいろとアドバイスを頂いたり，いろいろなところで無料相談が開設されているので，直接裁判所へ足を運ぶことが少ないというのもあると思う。

委員長：一般的に，最初に裁判所に相談に行こうというのではなく，自治体や弁護士に相談に行くのが実情であるということだが，果たして，裁判所としてそういう状況のままでいいのかどうか，その点について御意見を伺いたい。

委員：市民にとって紛争解決が期待できる場面の多くは，民事調停ではないかと思うので，調停手続について案内をしていくと良いと思う。

調停手続の説明を聞いていて思ったが、どういう事案で利用できるという説明のほかに、こういう形で落ちつきましたよという事例のイメージのようなものがあれば、非常に分かりやすく市民に受けとめていただけたらと思う。例えば、こういう紛争のときに、お互いに譲歩しあって、こういう解決がある、という具体的な事例を示すことで、そういう事案だったら民事調停でまとまるんじゃないか、というイメージを持っていただくことが大事であると思う。

それから、昨今、主権者教育、消費者教育、法教育など、市民に対する様々な教育が行われているが、前提となる考え方としては、自身のトラブルを主体的に考えて解決できるような市民の育成につなげることだと思う。そのため、学校などの教育現場において、こういう手続がありますよという話をするのも有意義なことではないかと思う。

委員長：裁判所における紛争解決手続を、どのようにして一般の方に知ってもらえるのかという点については、引き続き工夫し、活動していかなければならないと思っている。

委員：裁判所がどのような広報活動を行っているか分からないが、広報活動については、もっと具体的にいろいろなことを行ったほうが良いと思う。

委員長：過去10年間の松江管内における申立件数を見ていただいたが、裁判所がより身近で利用しやすく、紛争解決のときに頼りになるような存在であるために、もっと努力しなければいけない点などについて御意見があれば伺いたい。

委員：他県に比べて件数が低いということは良いことではないかと思う。裁判所のイメージとして、やはり敷居が高いというように私も思うが、それは、ほとんどの市民、県民が平穏に暮らしており、ごく一部の方が紛争に巻き込まれて当事者になっているということだと思う。しかし、普通に暮らしている人が、いつ紛争に巻き込まれるか分からないので、紛争が起こった

場合に、こういった制度がありますよというようなPRが必要だと思う。
そのためには、裁判所だけではなく、関連する法律事務所や弁護士との連携が必要だと思う。

委員：裁判所に申立てをしようと思って来られる方はいいが、迷っている方は、その前の段階での相談を求めておられるので、裁判所へ行くことを躊躇すると思う。裁判所に来て、すぐに書類を書いて申立てをして、訴訟又は調停に向かっていくという段階でなければ、なかなか裁判所には向かえないと思うので、やはり、まずは弁護士等の窓口で相談し、そこから裁判所へ導いていただくような、そういった連携が必要ではないかと思う。

委員：弁護士の実感としては、裁判所における紛争解決手続の手前の段階で、解決する事案が非常に多いという印象である。むしろ訴訟に移行するのは、訴訟でなければならぬほど難しい事案であったり、当事者間の対立が激しい事案だったりする。そうでなければ、弁護士として相手方を説得することも少なくないし、双方に代理人が付けば、やはり法律家として、紛争解決の着地点を見つけられるということも少なくない。

委員長：訴訟外で相手方と話し合いをして、相手方から任意に履行がされることで、権利者の権利が実現されるケースが多いということか。

委員：そのとおりである。

委員長：基本的に裁判所は、相談機関ではなく紛争解決機関であるから、一方当事者からの相談には応じられないなど、立場上の限界があると思う。

また、この権利をどのように回復したらよいかという相談は、本来的には弁護士の役割であり、その紛争を裁判所に申し立てられれば、裁判所は紛争解決機関としての役割を十分に発揮するという、それぞれの役割分担があるということが暗黙の了解として念頭にあったところ、裁判所も相談的な役割を持つべきではないかというような御指摘があったり、双方の役割分担について意見交換がなされたところは良かったと思う。

委員：民事調停が意外と市民によってなされているものが多いという印象で、まさに民事調停は市民にとって、その紛争の受け皿として機能し得るのではないかと思った。

また、役割分担等についての兼ね合いで、実際に、具体的な弁護士を紹介してもらえないか、という話が出た場合の実情について伺いたいが、例えば、法テラスの無料法律相談制度を利用するに当たっては、法テラスにいる弁護士だけでなく、法テラスと契約している弁護士にも相談することができることなどを窓口で案内されているのか。

説明者：法テラスのリーフレット等を利用して内容を案内することはある。ただし、個別の弁護士を紹介することは、裁判所の立場上できない。

委員：最近、弁護士会では、養育費や面会交流に関する相談を担当する弁護士の名簿を作って、各自治体に配布し、市役所の子育て支援課の窓口の方から渡してもらっている。今までは、市役所が特定の弁護士のリストを渡すことに非常に抵抗感があったが、最近は必ずしもそうでもなく、連携の形がとられてきている。市役所の子育て支援課に比べれば、裁判所が柔軟に連携していくのはなかなかハードルは高いと思うが、変わっていく部分もあるので、そこは大事なところではないかと思っている。

委員長：弁護士会とは必要な連携を考えていかなければならないと思うが、裁判所から特定の弁護士の名簿を渡すということは難しいので、そこは弁護士会で案内していただきたい。

委員：窓口対応を含め、裁判所の手続が簡単で、書類も必要最低限のもので良いというふうになれば、それはそれで利用しやすいという考えもあると思うが、自治体や弁護士など、相談窓口におられる方々と情報を共有するなり、役割分担がきちんと分かれていますよということを示していかないと、敷居が高いというのは払拭できないと思う。やはりそれぞれの立場で、広報活動なり、アナウンスをしていく必要があると思う。

委員：利用しやすい裁判所のためのアピール方法は何かないかということで、例えば、土日に申込みを受けるとか、費用の見積もりを出すとか、そういった具体例をこの場で考えると思っていたが、その前の段階で、相談というところに重点を置かれていたため、少し予想と違った。今後は、もう少しテーマを具体的に絞ったほうが良いと感じた。

委員：裁判所における手続の利用件数が低いのは、個人的な印象としては、やはり島根県の県民性も一つの要素になっているのではないのかと思う。やはり東京や大阪に比べると、裁判所の敷居が高いという点が、より一層あるのではないかと感じており、なかなかイメージは払拭できないと思うが、努力していくしかないと思う。

委員長：本日は、活発な御意見を頂き感謝申し上げます。裁判所としては、紛争が起きたときに、身近で頼れる存在であるとともに、国民にとってそういう意味での利用しやすい環境を整えていくことがより求められていると理解しており、本日の御意見等を踏まえ、今後の裁判所の在り方について検討していきたい。